平成２７年（フ）第２６７号
金沢市長町３丁目８番28号　メゾン・ド・ジュネス長町415号
破産者　石井　昌人
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５号
石川県野々市市稲荷４丁目40番地
破産者　小畠　之雄
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７号
金沢市押野１丁目508番地　スカイタウン508　103号、従前の住所石川県野々市市本町１丁目17番４号
破産者　村上　隆幸
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７７号
愛知県一宮市緑４丁目７番12号
破産者　服部　一夫
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３４１号
愛知県一宮市島村字高木11番地
破産者　笹田　武志
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第４１９号
愛知県岡崎市上六名２丁目２番地10
破産者　梅本　高弘
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２５号
滋賀県東近江市五個荘簗瀬町514番地１、前住所京都府宇治市宇治蔭山30番地の１　パデシオン宇治小倉628号
破産者　髙木　定雄
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第４２号
和歌山県田辺市中辺路町栗栖川742番地の５　２－１－19
破産者　西美和こと　**𠮷**　美和（旧姓前田）
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第１５号
徳島県海部郡美波町西の地字東地88番地４、前住所徳島県海部郡美波町東由岐字大池170番地５
破産者　森本　幸子
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２７年（フ）第１１２号
栃木県足利市八椚町235番地１　オクトトップ203、前住所栃木県宇都宮市駒生町1359番地120　ヒルトップ駒生102
破産者　和田美沙子（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第２０６１号
札幌市手稲区前田７条12丁目４番11―306号
破産者　渡辺　幸江
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７３６号
仙台市青葉区二日町５番８号　グーテンガウデンⅢ
破産者　菅井由記子
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８０９号
仙台市青葉区二日町18番22―202号
破産者　昆野フジ子
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６１号
山形県酒田市中野俣字笹下10番地
破産者　樋渡美和子
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第１０３号
茨城県日立市滑川本町２丁目10番８号
破産者　川野邊　浩
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第１３０２号
さいたま市浦和区岸町１丁目10番17号
破産者　内竹　伸吉
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４８４号
埼玉県川口市三ツ和２―33―９、住民票上の住所埼玉県川口市大字道合121番地の５
破産者　海老根　誠
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３０号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷７丁目26番４号　カサコモダ高木205号
破産者　近藤　邦夫
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３９１号
神奈川県伊勢原市桜台１丁目17番３号　岡原ビル202号
破産者　中村　　靖
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部